

令和8年度 文教委員会資料

【議案第106号】

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料1 川崎市印鑑条例の一部を改正する条例 概要

参考資料2 川崎市印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照表

参考資料3 印鑑条例の改正契機に関する法令等

市 民 文 化 局

(令和8年8月26日)

市民生活部戸籍住民サービス課

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例 概要

1 条例改正の概要

出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、特定在留カード及び特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）の交付が可能となるが、これらは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）により、同法律上の規定等の適用については個人番号カードとみなすとされている。（番号利用法第18条の5第9項）

川崎市印鑑条例（以下「印鑑条例」という。）においては、印鑑登録証明書の交付の申請時に、印鑑登録証に代えて個人番号カードにより申請できるとされており、番号利用法では個人番号カードとみなされている特定在留カード等においても印鑑登録証の代わりとして印鑑登録証明書の交付申請ができるよう印鑑条例の一部改正を行うもの。

2 条例改正の内容

・印鑑条例 第13条

印鑑登録証明書の交付申請において、印鑑登録証を添えて申請をすることに代えて、個人番号カードによる申請に加え、特定在留カード及び特定特別永住者証明書により申請できることとする。

・印鑑条例 第15条

印鑑条例第13条の改正に伴い、印鑑登録証明書の申請を受理しない場合についての規定における「個人番号カード」を、特定在留カード等を加えた「個人番号カード等」に改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市印鑑条例 昭和51年 3 月31日条例第 8 号 (印鑑登録証明書の交付申請) 第13条 登録者等は、印鑑登録証を添えて区長に印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。ただし、登録者は、印鑑登録証に代えて、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書（第15条において「利用者証明用電子証明書」という。）が記録されているものに限る。第15条において「個人番号カード等」という。）を添えて申請をすることができる。</u> 2 前項の規定にかかわらず、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年川崎市条例第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合は、印鑑登録証を添えることを要しない。 (印鑑登録証明の制限) 第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明の申請（第13条第 1 項の申請に限る。）を受理しないものとする。 (1) 印鑑登録証又は個人番号カード<u>等</u>の提示がないとき。 (2) 印鑑登録証が著しく汚損し、若しくはき損しているため、登録番号の確認ができないとき又は個人番号カード<u>等</u>に記録された有効な利用者証明用電子証明書の確認ができないとき。 (3) 他の文書に押印したものの証明又は印鑑登録証明書の再証明を求められたとき。 (4) その他区長が証明することが適当でないと認めたとき。	○川崎市印鑑条例 昭和51年 3 月31日条例第 8 号 (印鑑登録証明書の交付申請) 第13条 登録者等は、印鑑登録証を添えて区長に印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。ただし、登録者は、印鑑登録証に代えて<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書（第15条において「利用者証明用電子証明書」という。）が記録されているものに限る。以下同じ。）</u>を添えて申請をすることができる。 2 前項の規定にかかわらず、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年川崎市条例第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合は、印鑑登録証を添えることを要しない。 (印鑑登録証明の制限) 第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明の申請（第13条第 1 項の申請に限る。）を受理しないものとする。 (1) 印鑑登録証又は個人番号カードの提示がないとき。 (2) 印鑑登録証が著しく汚損し、若しくはき損しているため、登録番号の確認ができないとき又は個人番号カードに記録された有効な利用者証明用電子証明書の確認ができないとき。 (3) 他の文書に押印したものの証明又は印鑑登録証明書の再証明を求められたとき。 (4) その他区長が証明することが適当でないと認めたとき。

印鑑条例の改正契機に関する法令等

1 出入国管理及び難民認定法

(特定在留カードの交付等)

第十九条の十五の二

住民基本台帳に記録されている中長期在留者は、次の各号に掲げる届出又は申請を行う場合には、当該各号に掲げる届出又は申請に併せて、総務省令・法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、当該各号に掲げる届出又は申請に係る在留カードの交付を、特定在留カード（この条の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この条及び第十九条の十五の四において「番号利用法」という。）第十八条の五の規定に定める手続により個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十九条の十五の四において同じ。）としての機能を付加するための措置が講じられた在留カードをいう。以下同じ。）の交付により行うことを求める旨の申請をすることができる。

2 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

(特定特別永住者証明書の交付等)

第十六条の二

住民基本台帳に記録されている特別永住者は、第十一条第一項の規定による届出又は第十二条第一項、第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請を行う場合には、当該届出又は申請に併せて、総務省令・法務省令で定める手続により、住所地市町村（当該届出又は申請を行う特別永住者が記録されている住民基本台帳を備える市町村をいう。第十三項において同じ。）の長（以下この条において「住所地市町村長」という。）を経由して出入国在留管理庁長官に対し、当該届出又は申請に係る特別永住者証明書の交付を、特定特別永住者証明書（この条の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この条及び次条において「番号利用法」という。）第十八条の五の規定に定める手続により個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次条において同じ。）としての機能を付加するための措置が講じられた特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の交付により行うことを求める旨の申請をすることができる。

3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(特定在留カード等の交付に伴う措置等)

第十八条の五

9 入管法第十九条の十五の二第五項から第七項まで又は入管特例法第十六条の二第六項から第九項までの規定により交付された特定在留カード等は、この法律（第十七条第六項から第九項まで及び第十三項並びに前項を除く。）の規定及び当該規定に基づく命令の規定並びに個人番号カードの利用に関する他の法令（第十八条の規定に基づく条例を含む。）の規定の適用については、第十七条第一項の規定により交付された個人番号カードとみなす。

(個人番号カードの交付等)

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。）に対し、前条第五項から第七項までの規定による送付又はその作成についての通知を受けたその者に係る個人番号カードを直接に又は機構若しくは同条第四項の申出に係る領事官若しくは市町村長を経由して交付するものとする。この場合において、当該交付を行う市町村長（次項から第五項まで及び第十八条の六第三項第一号において「交付市町村長」という。）は、その者が本人であることを確認するための次に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 その者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であって政令で定めるもの並びに当該住民票に記載されている個人番号（その者に係る住民票が消除されている場合には、当該住民票に記載されていた個人番号）を確認すること。
- 二 前条第一項の申請又は当該申請に係る個人番号カードの引渡しの際に、その者からその者の氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であって政令で定めるものの提示を受け、その者が当該書類に係る者であることを確認すること（これに準ずるものとして主務省令で定める措置を含む。）。